**入札が無効になる場合**

契約規則　抜粋

(無効入札)

第17条　次の各号のいずれかに該当する入札は，無効とする。

(1)　入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札

(2)　入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札

(3)　所定の日時までに第9条第1項に規定する入札保証金を納入しない者がした入札

(4)　入札者が2以上の入札(本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。)をした場合におけるその者の全部の入札

(5)　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する不正の行為によった入札

(6)　公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札

(7)　前各号に掲げるもののほか，入札に関する条件に違反してした入札

2　前項第5号又は第6号に該当する入札は，その入札の全部を無効とすることができる。

3　前2項の規定による入札の効力は，市長が決定する。この場合においては，入札者は，その決定に対して異議を申し立てることができない。

新潟市物品調達等に係る競争入札参加者心得　抜粋

（入札の無効）

第16条　次の各号のいずれかに該当する場合は，その入札を無効とする。

(1)　入札参加資格を有しない者が入札したとき

(2)　郵便による入札を認めた場合において，その送付に係る入札書が所定の日時までに所定の場所に到達しないもの

(3)　同一事項について２通以上の入札書を提出したとき

(4)　他の者の代理を兼ね，又は２人以上の代理をした者による入札

(5)　入札者が協定して入札したと認められるとき

(6)　入札に際し不正の行為があったとき

(7)　入札に添付書類の提出が求められている場合にあっては，添付書類を提出しないとき，又は不備があったとき

(8)　委任状を提出しない代理人が入札したとき

(9)　入札書に記名押印を欠くとき

(10)　入札書の誤字，脱字等により意思表示が不明瞭であるとき

(11)　金額を訂正した入札又は入札金額その他必要主要な事項が識別しがたい入札

(12)　その他契約規則及び関係規程に規定する事項に違反して入札をしたとき